

心身障害者扶養共済制度に関する手続きについて (加入者、心身障害者、年金管理者の方へ)

加入者、心身障害者（年金受給権者）、年金管理者の氏名・住所等を変更した場合、届出が必要となります。

届出書の提出先は、お住まいの市町村を管轄する県地域振興局福祉環境部です。また、一部の届出は、電子データをメールで提出することで、手続きが可能です。

【メールでの手続きが可能な申請・届出】

①加入証書等の再交付申請

必要書類：加入証書等再交付申請書（様式第 18 号）

②年金受給権者の死亡届出（年金受給権者の住民票が県内にある場合のみ）

必要書類：死亡・重度障害届出書（様式第 28 号）

【提出先】（HP に掲載している様式をダウンロードし、ご提出ください）

- ・北秋田地域振興局大館福祉環境部 E-mail：oodate-kazuno@pref.akita.lg.jp
- ・北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部 E-mail：takaani@pref.akita.lg.jp
- ・山本地域振興局福祉環境部 E-mail：yamafuku@pref.akita.lg.jp
- ・秋田地域振興局福祉環境部 E-mail：akitahw@pref.akita.lg.jp
- ・由利地域振興局福祉環境部 E-mail：yuriknet@pref.akita.lg.jp
- ・仙北地域振興局福祉環境部 E-mail：senboku-hw@pref.akita.lg.jp
- ・平鹿地域振興局福祉環境部 E-mail：hiraka-we@pref.akita.lg.jp
- ・雄勝地域振興局福祉環境部 E-mail：yuken@pref.akita.lg.jp

※メールの件名は「心身障害者扶養共済制度の届出」としてください。